

## ぎふ婚活サポーター応援キャンペーン事業実施要領

### 1. 目的

県が取り組んでいる結婚支援事業において、ぎふ婚活サポーター（以下、「サポーター」という。）の活動を応援し、ぎふ広域結婚相談事業支援ネットワーク（以下、「広域ネットワーク」という。）における成婚数の増加を狙うとともに、広域ネットワークの新規会員を獲得し、広域ネットワークの活性化を図ることを目的とする。

### 2. 定義

サポーターは、「ぎふ婚活サポーター」登録制度実施要項に基づいて登録された者とする。

### 3. 事業内容

サポーターの活動を契機に広域ネットワーク会員が成婚することとなった場合、サポーターに対して県産品を贈呈する。

### 4. 実施機関

結婚支援事業委託業務受託者

### 5. 県産品贈呈条件

- (1) サポーターの活動を契機とした成婚の認否については、成婚することとなった広域ネットワーク会員からの聞き取りによって判断する。
- (2) 広域ネットワーク会員の成婚については、広域ネットワーク会員同士の成婚に限る。
- (3) 広域ネットワーク会員から聞き取りした時点で、対象となるサポーターが登録を辞退又は取消しされている場合は、県産品贈呈の対象としない。

### 6. 確認手続

- (1) 広域ネットワーク会員から成婚報告を受ける際に、ぎふマリッジサポートセンター（以下、「マリサポ」という。）は広域ネットワークに登録することになったきっかけや、婚活の経過等について聞き取りを行うこと。
- (2) マリサポが聞き取りをする中で、広域ネットワーク登録のきっかけにサポーターの影響があったことや、婚活中にサポーターの結婚支援があったことを確認した場合、当該サポーターに事実確認をとること。

### 7. 県産品贈呈手続

成婚報告した広域ネットワーク会員の入籍確認後に県産品を贈呈することとし、贈呈した件数等について毎月の事業報告書に記載し提出すること。

### 8. その他

この要領に定めるもののほか、ぎふ婚活サポーター活動促進事業に関して必要な事項は、県が別に定める。

### 9. 施行日

この要領は、令和4年9月1日から施行する。